

様式 2

第 号

県の回答（対応状況等）

令和 7 年 1 月 31 日

令和 7 年 3 月 26 日追加

（ご意見標題）

倉敷ダムをはじめとする県有施設における動物への餌やり禁止看板の撤回または修正について

（担当課）

沖縄県中部土木事務所、環境部自然保護課

（ご意見要約）

1 倉敷ダムに設置されている餌やり禁止の看板を撤去または掲示内容を「ルールを守った餌やりをお願いします」等に変更して欲しい。

また、餌やり禁止の看板を撤去または掲示内容の変更について、委託している管理会社並びに同社担当者に対して周知して欲しい。

2 県有施設内における動物への餌やりを禁止する看板の設置は、動物愛護管理法に違反し、県環境部が実施する飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術への支援事業にも矛盾することから、県有施設の管理者に対し看板の撤去や内容の修正を行うよう周知して欲しい。

（回 答）

1 について（中部土木事務所）

倉敷ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持に加え、水道用水への利用を目的として、ダム機能の維持、環境、水質等の管理を行っている施設である一方で、憩いの場として県内外からお越しになる不特定多数の方々に利用されております。

しかしながら、度重なる指導にもかかわらず、昨今は、給餌後の残渣、生ごみおよび容器の散乱、車窓からの餌の投げやりや弁当の食べ残しをそのまま撒き散らかすなどの行為が後を絶たない状況です。加えて、施設内への猫の遺棄及び動物に攻撃を受けたとみられる猫の死骸も確認されております。

これら餌やり行為により、過剰繁殖、カラスやハエの群がり、犬や猫の糞尿等による環境への悪影響もあり、水道水源に対する衛生面での心配の声も利用者から寄せられています。

また、餌を求めてダム施設内に侵入してきた野良犬が児童に吠える等の危険

な事案等、様々な問題が発生しております。

倉敷ダムにおいては、動物好きな人や苦手な人、体質的に動物に触れられない人など、多種多様な人々が利用されております。

このような状況を踏まえ、倉敷ダムにおいては、すべての利用者が安全安心で快適に利用できるよう、また、施設を適正に管理するためには、施設内での動物への餌やり禁止及び看板設置は必要であると考えております。

今後とも倉敷ダムの適正な維持管理及び利用者の皆様に安全安心で快適にご利用いただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

(中部土木事務所) 3/26 追加

標記ご意見につきまして、倉敷ダムにおける動物への餌やりについては、1月31日に回答したところですが、回答後、他の公園施設の対応状況及び意見等を確認し、総合的に検討した結果、以下のとおり対応いたしましたので、お知らせします。

現状、「置き餌」によるダム施設への影響が大きいことから、これまで倉敷ダム内にて設置しておりました看板の「餌やり禁止」の文言を「置き餌禁止」へ変更しております。

引き続き、倉敷ダムの適正な維持管理及び利用者の皆様に安全安心で快適にご利用いただけるよう努めてまいりますので、今後ともご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

2について（自然保護課）

動物愛護管理についてのご意見ありがとうございます。

近年、動物への給餌・給水行為によって周辺の生活環境が損なわれる事態が生じており、令和元年に行われた動物愛護管理法改正においても、動物の不適切な取扱いへの対応の強化が図られるなどしたところです。

県民が動物に対して抱く意識や感情は千差万別であり、愛護の気持ちから行われた行為であっても、その方法や結果により、思わぬトラブルに発展することもあり得るところ、特に、不特定多数の県民が利用する県有施設等においては、その管理者が、清潔の保持や利用者の安全確保など、当該施設を適正に管理するため、必要な範囲で一定の行為を制限することは十分に考えられ、そのことが直ちに動物愛護精神に抵触するものではないと考えています。

県としましては、引き続き県有施設の管理者等も含め、県民に対する動物愛護思想の普及啓発を行い、あわせて生命尊重、友愛および平和の情操の涵養を図るとともに、動物の適正飼養・終生飼養等による適切な管理を促進していくことで人と動物が共生できる社会の実現を目指してまいります。